

日時：令和元年12月2日（月） 14時00分～16時00分

場所：経済産業省本館2階西3共用会議室

○正田商取引監督課長 定刻となりましたので、割賦販売小委員会を始めさせていただきますと思います。

本日は、翁委員、加毛委員が所用により御欠席でございます。また、藤原委員と柳川委員におかれましては、遅れての御参加ということになっております。本日は委員12名のうち10名が御出席ということで、定足数に達していることを御報告申し上げます。

それでは、岩原委員長、本日の御進行をよろしくお願いいたします。

○岩原委員長 それでは、本日の議題に入りたいと存じます。

事務局からの資料でございます「時代の要請を受けた消費者保護～書面交付の電子化～」について事務局から説明をお願いいたします。説明をいただいた後、討議と質疑応答の御時間を取りたいと思っております。まずは商務・サービスグループ 正田商取引監督課長から説明をお願いいたします。

○正田商取引監督課長 御手元の資料2をご覧くださいと思います。

まず1ページ目ですが、書面交付の電子化につきまして5月29日の中間整理における整理の状況について説明させていただいております。こちらにつきましては、現状と課題ということで、包括信用購入あつせん業者については原則書面交付、例外といたしまして利用者が承諾した場合に電子メール等による方法が選択できることになっております。他方、加盟店につきましては、御承知のとおり平成28年改正におきまして原則情報提供ということで、書面でも電子メール等でも構わないということになりました。他方、例外といたしまして、書面交付を求められたときは書面交付をしなければならない、こういう整理になったわけでございます。

右側ですが、中間整理で示された方向といたしましては、スマホ・パソコン完結型のサービスについては完全電子化ということを検討を進める必要があるのではないかと。その際には利用者の利便、事業者の負担、それからデジタル・ディバイドといった問題がありますが、最後のデジタル・ディバイドについては、スマホ・パソコン完結型で取引を行っている利用者ということを想定すると、この辺り、完全電子化も許容できるのではないかと。いうふうにまとめられたところでございます。また、右下のところですが、それ以外の場

合の包括信用購入あつせん業者に対する書面交付といたしましては、やはり利用者利便性、事業者負担といったところから検討を進める必要があります。ただ、こちらにつきましては高齢者等の電子的通信手段を有しない消費者への配慮というところをしっかりと考えなければいけない、こう整理されたわけでございます。

2 ページ目に参りまして、今のような中間整理の必要性、それから許容性というところに鑑みますと、いわゆるスマホ・パソコン完結型サービスについて完全電子化ということを確認してはどうかということでございます。ただ、その際、スマホ・パソコン完結型サービスとは具体的にどのようなサービスかということが論点になろうかと思っております。事務局の資料といたしましては、少し硬めの案ではありますけれども、カード番号等の交付・付与時、それから利用時、それから債務請求時、いずれについてもスマホ・パソコンで行われるようなサービス、これを完結型サービスとしてはどうか。その下に例とありますが、物理的カードを発行することを伴うような場合には、現時点の状況を見ますと、ここまでの完全電子化というのはちょっと控えるということも考えられるのではないかとございます。そういったようなことが2 ページの最後のところで記されているところです。

3 ページに参りまして、スマホ・パソコン完結型以外の包括信用購入あつせん業者に対する書面交付についての考え方です。先ほど申し上げましたとおり、利用者の利便性、事業者のコスト負担といったところを踏まえて考えていくという場合にも、高齢者等の電子的通信手段を持たない消費者への情報提供の確保ということで、デジタル・ディバイドの問題、こういったところをきちんと整理しなければならないということでございます。

その際に具体的にどのような仕組みにすることが適切かということですが、やはり参考になる手がかりといたしましては平成28年改正における加盟店の書面交付義務の見直しということであろうと思っております。真ん中辺りの左側のところで改正の趣旨と内容を書かせていただいているところでございますが、その右側に行きまして、今回の考え方として、事務局の案といたしましては平成28年の加盟店における書面交付義務の見直しと同様の形で、具体的には書面交付を求められたときにはきちんと書面交付をするという前提に立ちつつも、原則としては情報提供、書面あるいは電子メール等の電子的な手段によることができるというふうに考えてはどうかということ整理をさせていただいております、そういったことを3 ページの下で書かせていただいているところであります。

また、4 ページ目のところですが、春の議論のときにも、情報提供といったときにどう

いう方法なのかというのを少し明確にしておく必要があるのではないかという御意見がありました。そういった観点から、現時点で情報提供といったときに考えられる方法といたしまして、ここに①、②と書かせていただいておりますが、能動的にプッシュ型で情報提供を行っていること、ホームページなりにログインすれば情報があるよということではなくて、何らかの方法で、それは必ずしも一度に全文を送る必要はないわけですが、何らかの形で能動的に利用者に情報提供をするということ、それから、②は当然のことですが、過不足のない情報提供ということをごさしまして、この青のところ、手段とその書き方においていろいろなパターン、組み合わせがあろうかと思っておりますけれども、例示させていただいているところです。

また、最後の下のところですが、契約解除の際の催告書面を電子化していくということについてですが、事務局の案といたしましては、現時点ではこの義務に関しまして、先ほど申し上げましたスマホ・パソコン完結型サービスの場合とそれ以外の場合を分けまして、完全電子化と、原則情報提供を購入者、利用者から求めがあった場合には書面交付をしなければならないということで、それぞれ整理してはどうかということを書かせていただいております。

こういった観点について、ぜひ御議論いただければと思っております。以上でございます。

○岩原委員長　　どうもありがとうございました。

それでは、ここから14時40分ごろまで討議と質疑応答の時間としたいと思います。事務局から御説明いただいた資料内容について、御不明点に関する確認、御質問や御意見など、御自由に御発言いただきたいと思っております。どうかよろしく願いいたします。

沢田委員、どうぞ。

○沢田委員　　ありがとうございます。

結論から申し上げます、今御説明いただいた2ページ目、3ページ目、特に反対ではなく、賛成でございますが、総論として一言コメントと、各論で4ページについてコメントをさせていただきますと思います。

総論ですけれども、書面交付が義務付けられているのは、形式的に書面を出せばいいということではなくて、目的があるはずですね。それは恐らく利用者にとり取引条件を正確に伝えるというのが1点と、もう一つは、借金をするという自覚を促すことかなと勝手に理解しているのですが、もし違っていたら教えていただければと思っております。本来は、書面要件

につきましても性能規定という考え方をもって、性能を満たすことを義務として、そのための方法は各事業者任せるのが望ましいのではないかと思います。形式的に書面さえ交付すれば、利用者に伝わっているかないかは問題にしないというほうがむしろ問題ではないかと思っております。それぞれの事業者が自社の顧客層に応じて、どのような方法でどのように情報提供すると最も目的を達成できるか考えて、工夫していただくのがいいのではないかと思います。実際はそのようにされていると思いますが、法制上もそれに合致したのものになったほうが、柔軟性があっていいのではないかと思います。

中間整理の段階ではそこまで根本的な議論はする時間がなかったと思いますし、現状では中間整理を基本とすることで仕方がないと思いますが、将来の課題として記載していただければというのが総論のコメントです。

もう1点、4ページのところで、具体的な方法として、メール本文に平文で全ての情報を書くというのは反対です。メールは過って削除してしまうかもしれませんし、何よりセキュリティの観点から全ての情報が載っているものがメールで飛び交うというのは余り良くないのではないかと思います。なので、ログイン後のマイページに必要な情報が全て掲載されているのが望ましい。いつでもログインすれば過去の明細を閲覧することができたり、一括してダウンロードすることができたりというのが利用者にとっては理想だと思います。さらに言えば、事業者が個人データをどんなふうに保有しているか、自分が何に対して利用の同意をしているかということも利用者自身が管理できるツールがマイページの中にあると、さらに良いなと思っています。これはNTTドコモさんがパーソナルデータダッシュボードとして採用されている方式ですが、そういったものをそれぞれの事業者が考えてくださると良いと思いますが、もちろんこれは規制云々の話ではないです。

プッシュ通知はメールやアプリで通知をしていただければと思います。CDやDVDは紙以上に見ないように思いますし、環境への負荷という意味でも紙とか記録媒体はできるだけ避けるべきで、紙をどうしても要求する場合にはレジ袋のように有料にするといったことも考えてもいいのではないかと思います。以上です。

○岩原委員長　ほかに。田中委員、どうぞ。

○田中委員　まず2ページ目ですけれども、スマホ・パソコン完結型サービスということで要件を三つ挙げていただいているのですけれども、①か②のところに関連して、これはカードを発行しないということを想定されているのだと思いますが、多分、これでビジネスをしても、現実的にはクレジットカードを使える場所というのは今カードを必要とす

るところの方が圧倒的に多いという現状を踏まえると、この定義でスマホ・パソコン完結型サービスを提供して、今回の規定の恩恵を受けられるサービスというのは余りないのではないかと思います。なので、どう書くかはともかくとして、あくまでも色々な手順がスマホやパソコンで完結するということを前提にした上で、現行でどういう媒体なりインターフェースで支払いの手続をするかというところに関しては考慮しないというか、どんな方法でも等しく扱うというような発想で整理するのがよいのではないかと思います。他の決済分野においてもそうだと思うのですけれども、そもそも媒体がカードであるという前提からはそろそろ離れて考えていくというような議論、あるいは検討が全般的に必要なようになってくるのではないかと思います。というのが1点目。

さらに言うと、手続をする上でスマホ・パソコンのみという言い方をしましたが、一方で、店頭で新規のカードの発行の手続をする場合においても、現状はテーブルの前に座っていただいて紙に書いていただくだけではなくて、最初からタブレットにタッチペンで記入していただくというようなオペレーションが結構始まって普及しつつあると思います。そうすると手続に限定したとしてもスマホ・パソコンのみによってということでは意図しているものとは違う状態にもなると思うので、表現が難しくなるなと思いつつ、そのような状況があるということを考慮して制度設計していただきたいなと思いますというのが1点目です。

それから、3ページ目と4ページ目をあわせてという感じになりますが、今、沢田委員が仰っていただいたように、基本的には情報があるということはプッシュで伝えた上で、情報に関しては、ある程度セキュリティが担保されたエリア、ID、パスワードでログインしてというようなところに見に行くということが良いのではないかと思いますというのが2点目です。以上になります。

○岩原委員長 他に、何かございますか。池本委員、どうぞ。

○池本委員 池本でございます。

スマホ・パソコン完結型サービスというものについての要件の縛りというのは、基本的にはこれでよろしいのではないかと思います。一方で、カードをもっている人が使うお店によって、完全電子化のデータで行く場合と紙で来る場合と分かれるという、これは、かえって事業者からすれば経費もかかるでしょうし、利用者からすると全体像が一覧できなくなるという不便さがありますので、現実にはカードをもってお店で利用するという方法がまだまだたくさん有るわけですから、スマホ・パソコン完結型というのは交付時と利用

時、あるいは請求時というところが全体として完結している場合に限るとというのが適切ではないかと思えます。

それから、4ページの催告書面の電子化について意見を述べたいと思えます。これについても契約書面や取引条件表示などと同じ扱いにするというふうに提案が出ているのですが、これは私は反対せざるを得ないと考えております。というのが、催告書面はそれによって契約解除あるいは期限の利益喪失という法的な不利益に直結する書面であります。それを、もし見るのが遅れた場合に、期間を徒過したときの不利益の大きさを考えると、取引条件の表示あるいは契約書面交付とは性質がやはり違うということが1点。

それから、元々書面の電子化が事業者から提案されたのは、取引条件の表示あるいは契約書面の交付なりを紙媒体で、それこそ毎月郵送するというコストを考えると非常に大きくなる、少額与信の場合はますますその負担が大きくなる、この辺りが実質的な理由ではないかと思うのですが、催告書面ということは、今月の引き落としができていませんよという注意喚起の督促、これはデータでも構わないと思うのですが、法的な期限の利益喪失、契約解除という全体までいくというのは、ごく限られているのではないかと思えます。先般もカードにおける延滞率というのは非常に低いというような御発言もあったように思いますが、だとすると、催告書面まで電子化を原則にしなければならないという経済的なニーズ、あるいは現実の発生頻度ということからしても、それほど無いのではないか。むしろ、今のようなことを考えると、消費者の不利益の重大さ、事業者としての負担はそれほど大きくないということからすると、催告書面については、同意があれば電子化するというこれまでの契約書面の交付義務とか、その辺りまでの取扱いで十分ではないかと考えます。ぜひ、この点については御議論いただきたいし、あるいは催告書面を送るという発生率がどの程度なのか、もし業界の方がおわかりであれば、個社ではなくて平均値でもいいのですが、教えていただきたいと思っております。以上です。

○岩原委員長 岩下委員、どうぞ。

○岩下委員 今日の結論部分は、私も報告書のここをこう直せというところは余りないのですが、私の考え方は何となく事務局の説明や今の池本委員の意見と違うので、それについて申し上げたいと思えます。

最近キャッシュレス決済が随分流行っておりまして、私も何とかペイというのを専ら愛用しております。使えるお店では必ず使うようにしています。そこは当然紙も何もなく、バーコードをバーコードリーダーで読み取って、「ペイッ」とか、そういう音がして決済

されるということで、レシートをくれるお店もありますけど、私は「結構です」と断って、そのまま商品を受け取るなり物を食べるなりしています。一方で、例えばクレジットカードしか使えないお店もありますので、そういうところではクレジットカードを使いますが、クレジットカードのCAFISのCAT端末というのを多分皆さん使っていらっしゃると思いますけど、ここからは大体3枚ぐらいのミシン目が入った紙が出てきまして、丁寧なところだと一枚一枚切って並べて、その上に判子を押して、「これとこれはお客様のです」と渡してくれるわけです。そうしている間に、私の後ろには長い行列ができたりします。

たしか、2017年の未来投資戦略の中に、前回の割賦販売法改正で一部の書面の交付をなくともよいとするルール改正を行ったので、今後キャッシュレス化が進行するであろうと書いてあったと思います。私はすごくありがたい規制緩和なのかと思っていたのですが、翌年の未来投資戦略はキャッシュレス協議会が云々という話を中心となって、割賦販売法云々という項目は無くなったわけですけれども、そもそも今のCAFIS端末で、お客様がいりませんといったら出しません、いりますといったら出します、そんなオペレーションをしているお店は無いわけです。いるという人がいるかもしれない全部出すのです。それは当たり前の話です。従って、今のままのルールでいけば引き続き全部の取引で紙を出すのでしょ。そういう意味でペーパーレスにならないし、クレジットカードで決済するときは時間がかかるし、後ろに行列ができるということを今後もずっと維持していくのですよねという話であります。

私は、それは誰の不利益かという、クレジットカードを利用する人の不利益であると同時に、クレジットカードというビジネスをやっている事業者さんの不利益でもあると思うのです。だから本当はクレジットカード業務をやっている事業者さんから、もう既に電子的なweb明細でやる人がほとんどなんですよとか、クレジットカードの明細は全て履歴に出ますから、紙は無くなっていいのではないですかという規制緩和要望が出てくるものだと思うのです。実際、何とかペイは全てスマホで履歴が見られますので、そういう意味では自分でも確認し、ちゃんとチェックすることができます。方々、CAFISから出てくる紙をもらっても、あれをまとめておいて後で突合のチェックなんかしないですよ。している人がいるのですか。という意味では、あれは単に事業者とお客さんと、それを提供しているカード会社さんに無駄なコストをかけさせているだけではないかと思います。それが規制によってやれといわれているということだとすると、本当は業者さんが、あれはナンセンスでしょう、今の時代にこんなことをやる必要はないですよという声を上げなければ

いけないはずです。私は今回の規制改革においても、もう少し、スマホ・パソコン完結型サービスとは何かについての要件を詰めた方がいいと思います。例えば私はクレジットカードを使うときも、アップルウォッチの中にトークナイゼーションしているクレジットカードを使って、例えばクイックペイとか、そういうところを経由して払うのが主ですから、カードの現物なんか使っていません。最初に発行するときには確かにカードの現物があります。そうすると、多分この条件の中では完結型ではないということになるのでしょうか。最初に発行される時以来、全く見てもいないカードが、でも最初は発行されているので完結型ではないということになって、紙と判子が必要になる。判子は何で押すのですか。判子を押すお店と押さないお店がありますから、私はよくわからないのですが、そういうプラクティスを何とか変えていったほうが、僕はクレジットカード業界のためなのではないかと思うのですが、余りそういう議論が無いのです。それでいいのですか。本来であれば、もっとそういう部分を効率化していきましょうよ。

もちろんお客様に求められればとか、お客様が不安であればとか、そういう議論はあるでしょうけど、そのために例えば電子メールを、みんなにアドレスを聞いて、電子メールアドレスに利用通知を送ったり、私が使っているカード会社さんですと使うたびにメールが届いたりします。そういう努力をされていらっしゃるのではないかと思うので、にもかかわらず紙も出せというのは、しかもそれが法令で決まっているという話になると、これは本来、無駄な規制なのではないかということで批判されるリスクがあるようなものではないかと思います。

その意味で私は、完結型であれ何であれ、蟻の一穴をあけること、それ自体は賛成ですが、今のスマホ・パソコン完結型サービスの定義は余りに狭くて、どうせ変わらないでしょうと池本委員も仰ったと思いますが、私はできればクレジットカード業界には変わってほしい、効率化してほしい、そして今後もサバイブしてほしいと思うので、そういう目的でルールを見直すということについて、ぜひ議論したほうがいいのではないかと考える次第です。以上です。

○岩原委員長　　唯根委員。

○唯根委員　　ありがとうございます。岩下委員の後だと古い時代の消費者の様で言いにくいのですが、現状を申し上げます。

私のような消費者からしますと、キャッシュレス決済の生活を始めてみて、やはり一番使いやすいのはクレジットカードだなと実感しています。そう感じている方が多いのでは

ないかと思えます。〇〇ペイさんやなにかですと、お店側が慣れていなかったりして使いにくかったり、決済後に出てくる紙ベースの資料は私が使ってみた限りでは現金も〇〇PAYもクレジットカードも似たり寄ったりだなというところなので、将来的には岩下委員の仰るようにペーパーレスに改革されるのかもしれませんが、その前段階として、現状ではまずクレジットカードでもプリペイドでもキャッシュレスを利用できる人が増える、カード類を8枚も持っているのに利用している人は少ないという現実をもう少し変えていくという段階なのではないかと感じています。なので、スマホ・パソコン完結型のサービスということについては、2ページの①、②、③の条件でということ、現実にカードを使っている者とする、ここまで完全にカード無しで利用できる方ぐらいしか、電子化というところでは無理ではないかなと思っております。

ただし、4ページにあります催告書面の電子化については、催告書がどれだけ重要なものかということが、消費者がトラブルになったときにしか貰わない書類でもあり、通知でもあるので理解している消費者は少なく、電子化してしまつて、もし無くしてしまつたり、見ていなかったりということ、自分が不利益になることが判らないのは避けたいので、こういう点については完全電子化は除外していただけないかなと思っております。

あと、情報提供に関しましては、沢田委員からも環境問題なども踏まえて御意見があったのに賛同しますけれども、電子メールは、受け取り手の消費者からしますと、重要なメールと迷惑メールとの区別がつかなくなつたり、本物か偽物か判断がつかないものが増えております。ですから事業者が送信したということだけではなくて、少なくとも消費者が開封したというところまで確認できるようなアプリケーションソフトなりがあるのであれば、そこまで事業者さんのほうで仕組みをつくっていただきたいと思ひますし、なおかつ、電子メールは、消費者がネットで事件・事故とかトラブルに巻き込まれた際には私たち相談員は、相談者には「メールアドレスを変えて自分のセキュリティを守ってください」という御案内をすることも多いので、契約書の所在を電子メールだけで確認していいのかというところもちょっと不安を感じているところです。とりあえず以上です。

○岩原委員長　それでは二村委員、どうぞ。

○二村委員　ありがとうございます。

岩下委員の仰るジャーナルを1件1件チェックする数少ない人間かと思ひますが、それでありつつも私は、別に紙でなくても、デジタルであってもチェックは簡単にできるので、何も紙にこだわる必要はない派です。そういう点でいきますと、今回の報告は大きな方向

性としては、全く異論はございません。

ただ、幾つか申し上げたいのは、まずスマホ・パソコン完結型サービスに限定して紙は廃止、デジタルのみというたてつけの仕方ですが、これは恐らくデジタル・ディバイドを念頭に置かれてということだとは思うのですけれども、最新の平成30年の情報通信白書を見ますと、モバイルの世帯別の保有率94.8%、うちスマホが75.1%です。パソコンでいきますと72.5%。これは世帯別です。個人別で見ますと、モバイル端末については84%、うちスマートフォンが61.9%です。ですから。この議論を始めたときと比較しても普及率はさらに上がっている状態です。去年、今年と、ちょっと足踏みという評価をしていますが、それでも過半を超えている状態です。これを年齢別でさらに見ますと、59歳までの層ですと9割超が保有している。60歳から64歳の層でみても81.2%、その上になると67.9%とちょっと下がってきますが、全体として見るとどんどんどんどん上がっている状態なわけです。それから、クレジットのサービスを利用できている、ある程度の年収はそうはいつでも必要だ。年収の切り口で見てみますと、200万から400万の世帯で74.1%、400万超になりますと85.5%。つまり、デジタル・ディバイドと言っているのですが、どんどんどんどん状況は変わっていますし、なおかつ、どこをターゲットにするかによってデジタル・ディバイドの大きさというのは全然違うはずなのです。そういう観点からみると、過度にデジタル・ディバイドを強調していくというのも考え物だな。

その観点でいきますと、予めデフォルト、スマホ・パソコン完結型と決めるのではなくて、うちの店では、あるいは私のところでは、デジタルでしか提供しません、それでよければ利用してくださいという道を認めてもいいのではないのかな。客観的にこういう要件を満たさなければやってはいけないといい始めると、結局のところ、先ほど岩下委員が仰ったように混在していたら全部揃えなければいけない。それより、もう割り切って、うちはデジタルでしかデータを提供しません、それでよければ利用してください。であれば、どうしても紙でないと困るという人は利用しないという選択をする。それがわかる状態にしておけばいいのではないかと思っております。

そういう意味で、ここのルールづけのところを、第一歩としてこうなのだと言われればそれも一つの考え方ですが、もう少し事業者側の選択と利用者側の選択によって適合解を見出すという方向を打ち出していただいたほうがよろしいかなと思っております。

○岩原委員長　　島貫さん。

○島貫様　　ありがとうございます。三菱UFJニコスの島貫でございます。

先生方の御議論の中で業者に対する色々な御示唆や御質問がありましたので、弊社の場合ということで簡単に御回答したいと思います。

まず催告書面の負担でございますけれども、これは御指摘のようにそれほど数が多いわけではないので、ここをデジタル化する、あるいは従来どおり書面ということに対しての負担感という観点だけで見れば余り変わらない。それほど大きな負担ではありませんということは御指摘のとおりだと思います。

それから、田中委員からクレジットカードが今後変わっていくのではないかと御指摘もございましたが、これは御指摘のとおりで、多分カードの現物発行というのは今後オプションのようになっていって、とりあえず番号だけあれば決済できます、御希望の方は現物を発送いたしますというふうに変わっていくのだらうかと、個人的には思っております。例に出ましたアップルペイでございますが、これが多分、対面取引と非対面取引が融合した最初の第一歩だと思っております、こういうふうに対面・非対面の垣根がどんどん無くなっていくという流れになっていくのだらうと予想しております。

では紙を出さなくていいかということでございますが、クレジットカードの場合、比較的高額な決済の分野を扱っているという点があります。そういった意味で、先ほど先生方の中にもありましたように、消費者に対する安心感ということでは紙を希望される方がまだまだ多いのではないかとというのが現場の実感でございます。それから、大型店さんはPOSからレシートを排出いたしますが、レシートがクレジットカードの利用控えと一体型になっているので、こういうところはそれでよろしいかと思うのですが、いわゆるCCTといわれているスタンドアローン型の端末を導入されている中小のお店は、カードの利用控えがお客様のレシート代わりになっているケースもございますので、場面場面に応じて消費者の方に安心感を与えられるような形で対応していくというのが現状でございますので、流れとしてはペーパーレスで、もう紙はいいというふうな加盟店様が出てくればそういう対応もしていかなければいけないと思っておりますが、徐々にそういう流れになっていくのではないかと思います、いきなりというのはなかなか難しいかなというのが現場の実感でして、そういう意味では今回の整理、あるいは中間報告の内容については、当社としては賛成させていただきますし、ペーパーレスの流れについても賛成させていただきますと思っております。以上です。

○岩原委員長　それでは與口さん、お願いします。

○與口様　ありがとうございます。

ちょっと確認的なことで恐縮ですけれども、2 ページ目の完全電子化のところの一番下の四角の矢印の囲みのところですが、包括信用購入あつせん業者について、取引条件表示あるいは書面交付について①から③のある種の条件を電子化を認めるための要件としてやるということはよく理解できるのですけれども、ここで「及び」ということで加盟店の情報提供に関してもこの要件を求めるということについてちょっと確認をと思っております。加盟店さんの方では物理的なカードが出ているかどうかというのは認識しにくいのではないかなと思うと、ここでこれを求める意図はどこにあるのか、確認させていただければと思います。もしかすると全体のスキームの中で加盟店さんの書面交付も包括信用購入あつせん業者が例えば委託を受けるとか、そういうことで考えられているのであれば、それも一つの考え方かなとも思ったりするということですが、その点が一つ。

それから、次の、今も加盟店さんの方でも電子化が認められている部分ではあるのですが、その他の包括信用購入あつせん業者さんに対する書面交付の義務の見直しのところで、実際に情報提供が何らかの形で行われていることが例えばwebのチェックか何かで確認されたときに、さらに消費者の方が書面も求めてくるということがあったときには、情報提供はされていることを確認しているのだけれども、求めに応じて書面を交付しなければならないというのが現状なのかどうか、今後広く書面の電子化が行われる中で、消費者の方がいつ何どき、何回でも求められるものなのかというようなところで、何らかの制限のようなことを御考えなのかというところを御尋ねさせていただければと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○岩原委員長　それでは正田課長、お願いします。

○正田商取引監督課長　まず2 ページ目の点でございますけれども、中間整理の時点でもこの書き方がされていることではありますけれども、若干御指摘のとおりわかりづらいところがあります。ただ、「及び加盟店の情報提供に関し、」というのは、申し訳ないのですが、後ろの「完全電子化を認めることとしてはどうか。」というところにつながっていて、そういう意味では加盟店に関して①、②、③ということではなくて、包括信用購入あつせん業者の取引条件の表示と書面交付のみならず、同時に、そこだけをやっても完全電子化に余り意味がないので、加盟店の情報提供に関しても全体として含めた上での完全電子化ということで、これは中間整理でもそのように書かれておりますので、基本的にはその時点と認識の変更は特に無いということでございます。

それからもう1点、3 ページ目ですが、情報提供がされていることが確認された

後にさらに書面交付を求めた場合にも書面交付義務があるのかという点につきましては、法律上、書面交付をする必要があるということでございます。何回でも求められるのか、ここは法の規制というよりは利用者とカード会社さんの関係によって基本的には決まってくるのだらうと思っております。何らかの、手数料ではないですけども、求め方や、そういうことも含めて、そこは事業者さんとの関係ということであろうと思っております。

○岩原委員長　よろしいでしょうか。

丸山さん。

○丸山様　FinTech協会の丸山でございます。

電子交付等を御検討いただきましてありがとうございます。我々、FinTechの事業者の観点から少し申し上げさせていただきますと、先ほど件数が少ないのか多いのか、求められたときであればいいのではないかみたいなお話があるのですが、デジタルベースでシステム、サービス、業務を全て設計していくという思想がFinTechの中には強くございます。今色々なところでそういう思想があると思うのですが、そもそも1件でも書面を送らなければいけないようなシステムを組むのかどうかというのは大きなインパクトがありますので、考え方としては基本的には完全ペーパーレス、そういうような仕組み、業務が基本は発生しないという設計になると劇的にコストが下がっていくものだとこのところを御理解いただけますと大変ありがたいなと思います。

そうは言いましても、書面交付を前提に契約を結んだ方と、これから新たにデジタルで入ってこられる利用者の方が存在するのは事実でございます。2ページ目のスマホ・パソコン完結型サービスの部分、本来でいきますと我々は全員デジタルでいいじゃないかと思っておりますが、そうは言いましても皆様御指摘のとおり書面交付が必要な方もいらっしゃるの理解しております。そんな中で、これは実態とかけ離れているのではないかなと感じる点がありまして、論点の例の中に物理的なカードを同時に／追加で交付する場合という表現がございます。これはどういうことか想像すると、アプリでウォレットなりペイを申し込み、やっぱりカードが無いと使えない場所もあるから追加で出そうという構成だと思います。そういう意味では契約は恐らく電子的に結んでいるし、そういったことを理解されて追加されていくと考えますと、ここは物理カードがある・ないということではなく、実態としては完結型に近い発想ではないか。利用者もそういう理解ではないのかなと思います。本当は出ているクレジットカードも同意をもって電子でいいよと、全部やっつけばいいということではあります。少なくともこの1点目の同時／追加の部分は、法

的な表現に捉われるとカードが出ているじゃないかというふうになりますが、実態としては、ここはウォレット型ペイ、電子決済型ではないのかなと思いますので、この2点を御検討いただけますとありがたいと思います。

○岩原委員長　それでは吉川さん。

○吉川様　メルペイ 青柳の代理で参っております吉川と申します。

今の丸山さんの発言に加えて、特に4ページの部分で少し追加というか、補足でコメントをさせていただきます。

いきなり紙が良いのか電子が良いのかというところから入ってしまうと、やや議論がわかりにくくなってしまう面もあるかなと思ひまして、今この場で委員の方々から指摘された点でも、特に催告のところは利用者の方の不利益に直結する、性質が異なるといった御指摘ですとか、電子的な手段、電子メールだと、無くすかもしれない、見ないかもしれない、届かないかもしれないといった御指摘があったかと思ひます。それはまさに私どもも解決しなければいけない論点かなと思ひております。ただ、それを解決するのによい手段が紙なのか、電子なのか、電子にも色々なやり方がございますので、今挙がっているような懸念に対して具体的に解消する方法はどういうものがあるのか、もう少し具体的に見ていくことが必要ではないかなと思ひます。いきなり紙か電子かとやってしまうと、今出てきたような懸念にどう応えていくか、余り精緻に議論できないので、そこを具体的にやれば利用者保護にも資するし、事業者のコスト削減にも資するような着地点に至れるのではないかなと思ひております。

その点で、例えば紙を希望される方が多いという点についても、これは入口でスマホ・パソコン完結型と絞った形でやっておりますので、そういったものを御利用されるお客様にとって一番身近で安心できる手段というのは何なのだろうか、こういうのは一度、どういう調査ができるのかわからないですけど、従来型の後払いのようなものをされている方と別の消費者像があるかもしれませんので、そこは一度しっかり捉えてみてもいいのかなと思ひますし、電子にすることで一覧性、検索性、管理性などが向上するやり方もあるかなと思ひておりますので、この辺は私ども事業者に聞いていただければ、今やっていること、それから将来的にこういうこともできますということもご説明できるかなと思ひますので、その辺はより具体的に詰めていって、紙か電子かの二項対立ではなく、利用者の保護とコスト削減を両立する方向、どういうことがあるか、議論を深めさせていただければかなと思ひております。以上でございます。

○岩原委員長 沖田さん、お願いします。

○沖田様 私もこれまでの各委員の先生方と意見は共通するのですが、グローバルなFinTechトレンドという観点で2点申し上げたいと思うのですが、今回の完結型というのは、いわゆる〇〇ペイというのを念頭に置かれていると考えられるのですが、現時点でもスマホで完結していますという事業者さんは多い一方、先ほどの丸山さんの御指摘のように、物理カードを発行して、より利用者の利便性を高めていきましょうというサービスも国内でも存在いたします。グローバルに考えますと、チャレンジャーバンクですとかネオバンクというようなプレーヤーのほとんどは似たようなサービスをやっています、彼らの考え方は、これまでのカード決済はどちらかというと物理カードが主で、それを補う形でインターネットがあったというところだと思うのですが、むしろアプリとか、デジタル型のサービスが主で、それをより便利にするもの、従の形で物理カードがあるといった形なのかな。

先ほど岩下委員が仰ったように、混在するとどうしても低い方に合わせざるを得ないということになりますので、サービス事業者からすると、物理カードを出すことによって非常に負担が大きくなるのであれば、利用者にとっては本当は便利なのだけれども、物理カードは規制のせいで出さないという形になってしまうと、日本だけが利用者として享受できるサービスのレベルが低いという形になりますので、利用者保護の観点からいうと損失、厳密にいうと機会損失が大きくなるのではないかな。

それから、テクノロジーの観点でいっても、クレジットカードも御承知のように元々は単なる紙でできていて、それがプラスチックに変わって、当初はエンボスという凹凸を使った部分から、磁気カード、それからICカード、今は非接触のもので、QRコードも含めてです、非接触もニア・フィールドというものではなくて、スイカでもコンタクトレスという形、かざすことも要りませんというような形で、技術はどんどん進展しているということを踏まえますと、同様に技術の進展を前提として制度設計、言うほど簡単なものではないというのは重々承知しているのですが、今後インターフェースがどんどん変わり得るということを前提としないと、日本の消費者だけが損をしてしまうというのは、社会全体はもちろんですけれども、利用者、消費者保護の観点からもよろしくないのではないかな。

それから、消費者保護の観点でいうと、FinTech企業はUX、ユーザー体験というのを非常に重視するわけですが、先ほどの催告書面で、委員も仰られたように非常に不利

益の大きいものだからちゃんと伝えなければいけません。沢田委員も仰られたように利用者に正しく伝わるという観点だと、世代間ギャップもあると思うのですが、人によっては、紙で送って来ないでくれ、そんな重要な情報をとという人も、恐らく若者の中では多いのではないかな。そんな大事なことであれば、アプリでプッシュしていただければ絶対見たのに、何で郵送なんかで送ってきてしまうのだ。大事なことなのに見落としではないかというような利用者は、実は決して少なくないのではないかなと思います。これは正直なところ難しい問題でして、人によって紙が望ましい、プッシュ型が望ましいというものは多いと思うのですが、ここも、途中御意見がありましたけれども、デジタル・ディバイドというところでどちらに焦点を合わせるか、一般的にはデジタル機器を使えない方に焦点を合わせるというのは私も同意するのですが、一方でデジタル・ネイティブ世代にとっては、デジタルが提供されない、書面を原則とすることによって、しっかり情報が届かないということで不利益を被り得るということも、恐らく事実だと思います。私は決してデジタル・ネイティブの世代ではなくて、もう少し若い人たちがきっとそうだと思うのですが、正直申し上げて、私ぐらい、40代ぐらいでも同様に感じる人は決して少なくはないと思いますので、そういった意味では国民全体の利益という観点でも、正しく通知をすることが本質なのだとということで、制度設計をぜひ御検討いただければと思います。

○岩原委員長　　よろしいでしょうか。

皆様、大体御発言いただいたと思います。大変活発な御意見をいただき、御討議ありがとうございました。そろそろ時間も迫って参りましたので、この辺りで議論を終えて、次の議題に移りたいと思います。

事務局からの資料であります「報告書骨子案」について、事務局から説明をお願いいたします。説明をいただいた後、討議と質疑応答の時間を取りたいと思っております。

それでは正田課長、説明をお願いいたします。

○正田商取引監督課長　　資料3をご覧ください。報告書骨子案ということで、副題として当面の制度化に向けた整理と今後の課題ということで、枠組みといたしましては、中間整理では広く様々な問題を取り上げさせていただきました。法律改正なり制度改正に関わる場所以外のことも取り上げさせていただいて、全体を整理させていただいたわけですが、今回の報告書では、そのうちの制度化に向けた部分の整理ということと、それに留まらず、今後どういったことを考えていかなければいけないかということの整理を案

として提示させていただいております。

まず1ページ目でありますけれども、第1章で、最初のところは中間整理の入り口ののところと同じですけれども、割賦販売法のところでは特に消費者保護と消費者の利便性の確保というバランスをとって制度がこれまで展開してきたということ、それから平成28年改正ではセキュリティ対策などを義務づけたわけですが、その中でも技術革新などを取り込んだ柔軟な規制・制度ということについては、その際の割賦販売小委員会などでも議論されて措置されてきたということでもあります。

他方、昨今におきましては決済テクノロジーの進展ということで、さらにこういった技術・データを活用した形での柔軟な法制度、そういったものを前提とした法制度ということをごきちんと考えていかなければいけないのではないかと。もちろん、その際にも適切な消費者保護ということとのバランスがありますけれども、そういった法体系を指向することが必要ではないかということが基本的な考え方で書かれております。

また、3ポツですが、中間整理をした後の動向といたしまして、成長戦略の閣議決定で書かれた事項、それから8月8日に消費者委員会からいただいた御意見なども周辺の状況として記載させていただいております。

また、2ページ目に参りまして第2章、第1節で、1ポツですが、リスクベース・アプローチの導入ということで、いわゆる少額包括信用購入あつせん業者という位置づけを少額で低リスクな後払サービスに関して設けまして、新たに登録制を創設し、そこでの一定の規制の見直しを考えてはどうかということをございまして、詳細につきましてはこの秋の第1回の際に御議論いただいた内容が柱となっております。もちろん、いただいた意見はきちんと報告書の中で、全部が全部ということかというのはありますけれども、議論の状況を踏まえまして報告書では肉づけをしていくことにはなりますけれども、骨組みとしてはこういったことが考えられるのではないかと。

また、2ページ目の下の2ポツからがいわゆる与信審査についてですが、①、次のページに②、③とありますけれども、①で指定信用情報機関の運用・システムのあり方の見直し、それから②のところ指定信用情報機関の信用情報の使用・登録義務についての整理、特に使用につきましては、現時点では使用義務を課すものの、この後の実態を踏まえながら段階的に見直していくことを考えてはどうか。また、登録義務についてもこれを維持するということが書かれてございます。色々な御意見があったことは認識しておりますけれども、基本的な骨組みの部分についてはこういったことを整理させていただいております。

また、事前・事後チェックのところにつきましても、様々意見がございました。そういったこともありますけれども、そのところはしっかり報告書のところで整理していくことになるかと思いますが、御議論いただいたような形で事前と事後のチェックをしっかりやっていくということでございます。

また、3ページの第2節はQRコード決済事業者等のセキュリティ対策ということで、主に四つのカテゴリー、決済代行業者、コード決済事業者、ECモール事業者、それから、こうした事業者の方々から委託を受ける方、受託者というところについて、新たに適切管理義務の直接的な義務対象としてはどうかということでございます。

次のページに参りまして、4ページでありますけれども、第3節のところは本日御議論いただいた内容がございますので、まだ括弧書きということではありますけれども、スマホ・パソコン完結型と、それ以外の場合の整理ということで書かせていただいております。

第4節につきましては、いわゆる業務停止命令の新設ということを書かせていただいております。

また、第3章から今後具体的な検討を深めるべき課題ということで幾つか述べさせていただきます。一つ目がいわゆる決済横断法制ということでございまして、中間整理におきましても、ここがございますように、これからきちんと具体的なあり方の検討を進めていくことが求められるという整理をしたわけですけれども、この点についても当然、個別に今回議論した内容、それから金融審議会でも議論している資金決済法なりの見直しの議論、こういったものを早急に進めることは当然必要なこととございますけれども、引き続き、非常に速い決済周りの環境変化や現場のニーズというものもしっかり踏まえて、あるいは国際的には決済制度改革などが進んでいるわけですけれども、こういった動向なども踏まえまして、関係省庁が連携して具体的なあり方の検討を進めていくことが必要ではないかということを書かせていただいております。

また、2ポツですが、RegTech/SupTechの話でありますけれども、平成30年度の有識者検討会、これにつきましては春の議論の際にもその内容をご説明させていただきましたけれども、そういったことを踏まえて平成31年度、令和元年度もいろいろな具体的な取組みを進めてきたところではあります。さらに仕掛かりのロードマップをきちんと整理し、展開といたしましては、実証的な取組を令和元年度は主にやったのですけれども、そういった取組を広げていくといったことが想定されているのではないかとございまして、

また、最後の5ページ目ですが、新成年への対応ということで、民法改正の施行までま

だ時間はあるとはいえ、そこに向けて今後、行政と事業者において具体的な対応のあり方はきちんと整理をして検討していく必要があるのではないかと書くさせていただいております。

また、4ポツですが、決済情報の利活用ということで、これは産業政策的な意味もあるところではありますし、キャッシュレスなどの文脈もあろうかとは思いますが、いずれにいたしましても決済情報をどのように利活用し、付加価値産業化していくかという部分はあろうかと思えます。決済の分野を見ますと、新興のFinTechの方々、広告でありますとか、それ以外のモール事業でありますとか、別途事業を持っている。あるいは交通系の前払いなどでもそうだと思いますし、状況は色々ありますけれども、決済を担う他の主体である銀行なども別の事業を持っている。他方、クレジットカード会社は決済を専門しているという状況の中で、この産業がどうやって付加価値を付けた産業となっていくかというのは一つの課題なのではないかという観点から4ポツの整理を書かせていただいているところでございます。

また、5ポツにつきましては、明確にはこれまでの議論ではなかったところですが、決済ネットワークのあり方という部分は非常に重要になってこようかと思っております。もちろん決済横断法制というような議論もございそうですが、そことも連関するような話かもしれませんが、いわゆる割賦販売法の規制の枠組みの中だけで、この中をどうするということのみならず、割賦販売法の射程なり視野はその範囲でいいのかという部分も含めて、決済ネットワークのあり方、あるいはインフラのあり方、そういったものも含めて少し検討を深めていく必要があるのではないかと書くさせていただいているところでございます。

以上のようなところが事務局の資料でございまして、ぜひ御議論いただければと思います。

○岩原委員長　　どうもありがとうございました。

それでは、ここから15時55分ごろまで、討議と質疑応答の時間としたいと思います。事務局から御説明いただきました各資料の内容について、御不明点に関する確認、御質問や御意見など、御自由に御発言いただきたいと思えます。どうかよろしく願いいたします。

岩下委員。

○岩下委員　　どうもありがとうございます。

多分この報告書の基本をなすべき3ページぐらいまでの今回の報告書を受けての今後の

規制改正の内容につきましては、前回及び今日の前半で私の立場を申し上げておりますので、繰り返し述べることはいたしません。その上で私が今日述べたいと思うのは最後の5ページですが、4ポツ決済情報の利活用、5ポツ今後の決済ネットワークのあり方という、言ってみれば日本のクレジットカード産業の将来についてどのように考えるかという点について、私なりの考えを述べさせていただきたいということでもあります。

日本のクレジットカード産業というのは、以前から申し上げているとおり大変ガラパゴスな存在でありまして、世界的に見てみますと、預金を持っている銀行がデビットカード及びクレジットカードのビジネスを兼業して行うということが標準形なわけでありまして。あるいは、預金を持っていないけれども、従来のビジネスよりもよりイノベーティブなサービスとして、例えば1998年にペイパルが誕生し、その後それに類するような、様々なインターネットをベースとした決済をする決済業者が現れてきたわけでありまして。

インターネットをベースとする決済業者というのは、プロプライエタリーな決済ネットワークをもっている業者さんよりも、ネットワークの利用コストとかシステムの維持管理のコストにおいて圧倒的な優位性がありますので、国によってはこれが圧倒的なシェアを占めてしまうということはよくある現象だと思います。例えば中国のアリペイ、ウィーチャットしかり、あるいはアフリカのM-Pesaしかりということだと思いますが、アメリカでも徐々に伝統的なクレジット、デビット業務よりも、より安いコストで提供するものが増えてきています。現在ではビザ、マスター、アメックス、ダイナースといったところが混在しておりますけれども、将来的には、いわゆるクレジットカードがクレジットカードとして提供される必要はないのではないか。決済さえできればいいのであれば、資金が足りない人には与信を行う、資金のある人にはプリペイドで決済を行う方式であれば圧倒的に安くできるわけですので、そちらに移行していくのではないかと、当の米国・欧州などのカード業者もそのように考えているようであります。結果として、新しい時代にインターネットをベースとした決済システムが大きなウェートを占めるという世の中になることを想定した形で、ではどのように現在のビジネスを担っている者たちがこのビジネスを変えていくのかということが非常に大きな課題になっているように聞いております。

もちろん、既に顧客の基盤を持っていること、例えば日本でいえば様々なクレジットカード会社さんが足で稼いで多くの加盟店さんを獲得したというのは非常に大きな財産だと思います。しかし、現在はその部分を多くのキャッシュレス決済業者さんが侵食しているわけですし、キャッシュレス決済業者さんは、未来永劫かどうかわかりませんが、加盟店

手数料は取らないという主義で今はビジネスをやっておりますので、そうすると中小の事業者さんを含めて、クレジットカードであれば3%とか4%、あるいはもっと高いところもありますけど、それだけ取られるのに比べて、ゼロであるというビジネスの人たちが出てきているということを想定すれば、決してクレジットカードの今の地位は安泰ではない、つまり、今後キャッシュレスになるからといって、キャッシュレスの勝ち組は、クレジットカードではないだろうと私は思っているのです。

そういう中で、今のクレジットカード業界に課せられた規制上の極端というのが色々あります。今日の前半の議論でも申し上げましたが、できる限り業者の自由に任せて競争させたほうがよくて、こういうことをやりなさいと言え言えほど、必然的に自由度は無くなり、競争力も無くなるということで、その業界自体が縮小してしまうことが早まるというリスクがあるのではないかと私は懸念しております。もちろん、これまで特に銀行がデビットカード等のビジネスをきちんと提供できない状態でクレジットカードを提供して、日本の国内のキャッシュレス決済を担ってきたという意味では非常に大きな貢献をなさったクレジットカード業界さんが、今後それがずっと続くのか、それとも世の中の環境変化によって変わっていくのかということは十分に見極める必要があると思いますが、私自身が懸念するのは、例えば過剰な規制によって業界が非常に不利益を被るという形になることはできる限り避けたほうがよいだろう。その上で自由に競争して、ある程度フリーハンドで新しいことにチャレンジできるようにしていくことが、これからのクレジットカード業界さんにとって非常に大事であり、また、それは新しく勃興するFinTech業界とのイコルフットイングでの競争という意味から、結果として消費者の利益にもなることではないかと考える次第です。

その意味では、最後の部分の書きぶりは、もちろん実際に報告書で書けることには限りがあると思いますが、そういった危機意識はぜひ根底にあるべきだと考える次第です。私からは以上です。

○岩原委員長　それでは二村委員、お願いします。

○二村委員　ありがとうございます。

問題関心は岩下委員と似ているところもあり、まず第1に、岩下委員も仰っていましたが、日本のカード業界というのは世界的に見れば非常に特殊な状況である。すなわち、規制法というか、根拠法といえますか、それもちよつと微妙ですが、とりあえず規制をしている法律が割賦販売法であるが、これは一番大きな部分であるマンスリークリアはアクワ

イアリングについてのみ規定をしており、それ以外は全く触れていない。かつ、実際は資金を動かしていく、あるいは支払いをしていくというところと信用供与という二つの側面から成り立っているのだけど、信用供与を受けるか受けないか、どういうふうに資金を調達していくかという部分と支払いというのは質が違う話なのに、これを一緒くたにしているというところで、かなり特殊であるとは思っております。

その一方で、では完全にバンキングでやったらどうなるのかということになると、一つは預金受入れができるということですから、例えばキャンセルがありました、あるいは先入金をしておきましたという、それはアカウントの中に受け入れて置いておいて、何か支払いが起きたときにそこから差し引いていくという処理が可能になる。現状では、カード会社は預り金というのができないので、受け取ってもさっさと返金する。余計なお金をかけているわけです。こういうことをやらなくてよくなる。あるいは、これも今のクレジットカードでどこまでどうなのか、色々議論はありますが、原因関係と紐づかない資金移動ができるということになりますから、当然のことながら個人間送金であるとか、様々な新しいサービスを生み出す力にもなる。

しかしながら一方で、岡田参事官がいる前で大変申しわけないのですが、現状のバンクに寄せるのが最適解かといわれると、銀行法のもとでの金融庁の非常に厳しい規制と規制対応コストというものを考えると、この薄利多売の商売が成り立つとも思えないのです。このところを、低コストで、皆が利便性を享受でき、自由度が高いものをつくり出すのにどうするかという視点を置かないと、横断化という議論を非常に矮小なものにしてしまう危険があり、ここで「決済ネットワークのあり方」と、せつかく今後の話を振っておきながら、その前段の方では各省庁間でということに行ってしまうというのは、議論が非常に小さく小さくまとまる危険があるなというように感じるところでございます。

もう一つだけ申し上げると、横断化をしていって支払いというところに寄せる、あるいは資金移動というところに寄せていくというのは一つの方向性であるのですが、他方、日本の法規制が、これは良い部分でもあると思いますけれども、商流と絡み合っているということを正面から受けとめて規制体系を創り上げてきている。という部分は、消費者保護も含めて見たときには非常に良いあり方であったのだらうと思います。バンキングや資金移動という中では非常に手が薄くなってしまふ部分、ここをどうやって、無駄なコストは掛けないけれども適切な消費者保護も維持していくのかということを考えて決済ネットワークというのは考慮すべきだと思っております。

○岩原委員長 田中委員。

○田中委員 まず個別の論点から意見を述べさせていただきたいと思いますが、2ページ目から3ページ目にかけて、性能規定のところに関しまして、指定信用情報機関の信用情報の使用義務に関して、使用義務を課す、段階的に見直すという記載になっていますが、個人的には少額も、技術・データを用いた与信に関しても、登録は残しておくべきかと思いますが、使用義務は無くてもよいのではないかと思っていますし、少なくとも3番の技術・データを用いた方では、これは前回も議論がありましたが、事前のプレッジのところで経産省側でCICの情報を用いて、それを用いながら評価するというお話もありましたので、自主的に事業者側が使っていなくても評価はされるという理解もできるのではないかと思いますので、少なくとも3番については使用義務まで課さなくてもよいのではないかと思います。

それから、第3章、4ページ目以降ですが、1ポツから5ポツまでありまして、各段落の末尾が非常に気になったのですけれども、1番目、進めていくことが必要ですと書いています。2番目も推進していくことが必要であると書いています。3番目も検討を行うことが必要ですと書いてありまして、飛びまして5番目も検討を深めることが必要ですとなっているのですが、4番目のAPIのところだけ「必要か検討を行うことが求められると考えられる。」と、非常に婉曲というか、やや弱気な文章になっていますけれども、岩下委員や二村委員のお話にもありまして、これから先、決済とかキャッシュレスのインフラなり仕組みをどう考えていくかという流れにおいて、APIというのはその中でいうと非常に小さな話であると思うのですけれども、APIしないという話は原則としてはないのではないかと個人的には思っていますし、一方で銀行のAPIのところでは各社対応に非常に苦戦しているという話がありますけれども、だからといって、これまでどおり個別に線をつないで仕様を決めてとか、裸のIDとパスワードを預かってスクレイピングするとか、そういう話ではあり得ないと思いますので、そういう意味ではここははっきり「検討を行うことが必要である。」と書き切っていただきたいなと思います。

それから、最後、3章についての全体の話ですけれども、5ポツの今後の決済ネットワークのあり方というところは、4番目、2番目、1番目ともそれぞれ関わってくるのだと思いますけれども、5ポツではネットワークと書いてありますけれども、岩下委員、二村委員も仰られたとおり、どちらかというエコシステムとか、市場構造といった視点で改めてきちっと議論していくことが必要なのだろうと思っています。そのときにはクレジ

ットとか、デビットとか、プリペイドとか、まさに横断的にどういう決済のエコシステムが必要で、それに向かってどういう法制度が必要なのか、あるいはビジネスモデルを個別の事業者で考えなければいけないのか、さらにはどういう仕組みを各社が持たなければいけないのかというところを考えていかなければいけないだろうと思います。

今日の議論でも「段階的に」とか、前回の議論でも「過去の経緯を踏まえて」というようなステップ論のような検討の色々な議論がありましたけれども、過去の経緯を踏まえて漸進的に変えていくということは言葉としては当然理解はできるのですけれども、ではそのペースって適切なものでしたっけというところは、将来的に、いつ、どういう状態を目指すのかというところが共有されていないとそもそも判断できないなと思いながら聞いておりました。現時点で日本の決済の仕組みについて、インフラあるいは市場のあり方について、この場、あるいは金融庁も含めて共有されているものがあるかという、はっきりいってないのが現状だと思いますので、ここまでの議論はここまでの議論として進めていく必要があると思いますが、早々に金融庁とか経産省という壁を取り払った議論をしていく必要があると思いますし、関係する団体あるいは事業者も含めて、その議論から逃げてはいけないのではないかと考えています。

○岩原委員長　それでは沢田委員、お願いします。

○沢田委員　ありがとうございます。

今、田中委員が仰ったこと、全く同感です。前半の小委員会でも発言させていただきましたが、省庁の壁とか言わずに、合同会議でも何でも、両方の良いところどりができるような議論をして将来像を先に創った上で、初めて漸進的に、今の段階で何ができるかという話がされるべきで、それが無いまま、今できそうなことだけちょろっとやるという対応は余り良くないのではないかと私も思います。

その意味で、ちょっと細かい話になっていくのですが、骨子案の2ページ目の冒頭のあたりで、リスクベース・アプローチの考え方を導入することが適当とあるのは全く賛成ですが、その後にリスクとは何かという説明があると次に繋がりやすいと思います。例えば、ここでいうリスクとは事業者にとっての延滞リスクのことではなくて、個々の利用者にとっての過剰与信リスクのことである。この観点でいえばビッグデータ・AI等の技術・データを用いた与信管理が行われている場合には過剰与信のリスクが低いとみなすことができると入れると、次に繋がりやすいのではないかと。なぜ少額・低リスクという概念を設けて規制緩和をするかという理屈が立ちやすいのではないかと考えていますので、それを挟んで

かどうかという提案です。さらに、これはある程度の金額の場合でも同じことが言えるはずなので、まずは少額から始めてみて、問題がなければ徐々に広げていくというトーンで書かれるべきではないかと思います。

その意味では、「少額」という新たな類型をつくる必要性には若干疑問も残っています。様々な規制を合理的に考え直していく必要があるのは少額サービスに限られないという指摘は複数の委員から出ていたと思いますし、担い手はFinTech企業でなくても、既存のカード会社でも銀行でもいいわけで、機能に着目して規制のあり方を変えていくという中で、業態ごとの縦割りをさらに細分化するような、逆に複雑にしているのではないかという印象もなくはないと思います。とはいえ、運用次第の話ではあるので、新たな類型を設けることにどうしても反対というわけではないのですが、もうちょっと、将来像のところから考えて、第一歩としてこれがいいのかどうかと考えてもいいのではないかというのが1点です。

もう1点、ついでに言わせていただきますと、与信審査のところでは個人データの取扱いについてしつこく申し上げましたが、骨子の中には一言も触れられていないのがとても寂しいです。今後膨らませていかれるということなので、どのように取り扱っていただけるのか関心があります。個人情報保護法も信用スコア的なものに着目して見直しがされるという報道がありましたが、個人情報保護法に全て委ねてしまうのか、経産省としての与信審査における考え方を打ち出さなくていいのか、やはりお考えいただきたいと思います。以上です。

○岩原委員長 池本委員、お願いします。

○池本委員 池本でございます。

1 ページから3 ページの各論点については、前回までに、様々な考え方がある中で、事務局でこの線でまとめていただいているということですので、基本的にはこれに賛成したいと思います。

4 ページから5 ページの今後の課題というところについて若干申し上げたいと思います。今、クレジット決済自体も様々な流れがあることと、プリペイドや即時払いなどのキャッシュレス決済全体が大きく動いているということは皆さん御指摘のとおりですし、金融庁もこの点を議論しておられるところですが、私は、この議論をするときには消費者にとって安全・安心な決済手段であり、かつ利便性も向上させていくということ、これを根底に据えるという、今日の報告書骨子案の冒頭にある観点は、やはり忘れてはならないと思い

ます。その意味で言いますと、クレジット決済がまさに先輩格で、イシューアとアクワイアラーで役割分担をしていく中で、カード発行会社、イシューアは加盟店を直接見ることができないではないか、そういう議論の中でアクワイアラーに対して加盟店調査義務を入れたということもあります。他方で、従来はプリペイド決済については加盟店調査義務は無かったわけですが、資金決済法21条の1で苦情の適切処理義務が入って、あれはまさに割販法にある規定と同じような形で入っているのですが、実はプリペイドその他の分野についても、発行会社と加盟店開拓するところの分業が既に進んでいるわけで、今のままで十分ではないのではないかと、むしろ金融庁にこそ頑張ってもらいたい課題ではないかと思っています。

そういう議論の中で、先ほどもどなたかから御指摘がありました。割販法はマンスリークリアのところはアクワイアラーについては規制があるけど、イシューアにはない。あそこだけがいびつな形になっています。実はその問題に私は影響していると思うのですが、キャッシュレス決済業者の中で、翌月返済する貸金業と資金移動業を組み合わせ商品代金を決済するポストペイサービスというようなものも登場しています。実はこれはマンスリークリアのクレジット決済そのものではないか。具体的な仕組みを精査していませんので言い過ぎなのかもしれませんが、元々の、平成28年以前は、マンスリークリアについてはイシューアもアクワイアラーも直接の規制対象ではないということ。前提にすれば特段問題は無かったのしょうけれども、28年改正が施行された以降、現在でいえば、実は今のポストペイサービスの中の加盟店との仕組みの立て方によっては、現行法の割販法でアクワイアリングの部分について規制を受けるべきものもあるのではないかと。実は現行法下で消費者の安全・安心を確保する仕組みとの関係で十分周知徹底されていない部分もあるのではないかと。その意味では、将来像の議論をしていく上で、消費者の安全・安心を確保する上で、現在でも十分周知徹底されていないところもあるし、これからのありようもそういうところで考えていただきたいと思います。

もう1点だけ、これは平成28年改正の施行状況に関するものという課題になるのかもしれませんが、消費生活センターの相談員と事例検討会などに接していくと、カード発行会社、イシューアに対して苦情の申立をして、アクワイアラーには決済代行会社にきちんと伝えて対応してください、あるいは決済代行会社を教えてくださいといっても、カード会社によるのかその担当者によるのかははっきりしないのですが、うちは決済代行もアクワイアラーもわかりません、調べようがありませんという回答なのではないかと、複数の相

談事例で私は報告を受けました。現在の改正法がまだまだ十分業界の中でも徹底されていないところがあるのではないかと。まずは着実に進めていくところもみながら、将来像をあわせて検討していただきたいというふうに思います。以上です。

○岩原委員長　それでは渡辺委員、お願いします。

○渡辺委員　まず、この骨子案はこれから具体的な肉づけがなされていくのだということをご前提として少し申し上げたいと思います。

全体的な流れとしては、もちろん異存のあるものではございません。その上で、これは場所ですと2ページになりますでしょうか、リスクベース・アプローチのところに出てくるのですけれども、今回の小委員会の審議の一つの大きな目玉は、少額包括信用購入あつせん業者という概念を導入してプレーヤーとして認めていこうということではないかと思えます。そうしますと、報告書の骨子案にも書かれておりますとおり、さまざまな方が参入してくる可能性が高い。これまでこういった業界に近い立場にあった方、あるいは全く関係のない方々が参入してくることが予測されます。そうしますと、もちろん法律でどういうたてつけの規制をかけていくか、どうやって活躍していただくかということは重要なことなのですけれども、恐らく法律とか政省令の事項ではないことが、うまくこういった方々にプレーしていただくかどうかを決定づけるというところがあると推測しております。具体的には、社内体制整備をどうやっていただくとか、あるいは認定割賦販売協会がどのように研修を行っていくかというような中で、例えば営業部門とは独立した監査部署にかわる監査方法を認めるとかといったこともそうなのですけれども、こういったことをうまくワークさせていくことが重要なのではないかと、印象としてもっております。

その意味では合理化、それから柔軟化という表現が何か所かで使われておりますけれども、これは合理化、柔軟化ということであって、こういったプレーヤーとして入ってきていただく方にも同じような法のたてつけのもとで事業を営んでいただきたいということですので、決して緩和ではない。合理化、柔軟化であって、緩和するというものとは違うのだというメッセージを、骨子案の中に文言として盛り込んでいただくことを希望するということでもあります。それが一つです。

それからもう一つは、5ページの新成年への対応というところと関係があるのかもしれませんが、さっきの議題の中で発言したほうがよかったのかもしれないのですけれども、先ほどの中でも事業者さんが非常に多様であろうということが出てきて、こういった中でどのように制度設計するべきかというお話が今も出ておりました。その場合には、業界の

動向というか、何を指すべきかということ、あるべき姿というものをきちんと見据えて、それに向けて議論をしていくということではないかと思います。

さらに、先ほどから語られていたことの中に消費者の多様性ということも出てきました。先ほど来、自分はこうであるとか、大体年齢層がこのぐらいの人はこうであろうといったお話が出てきておりましたし、それはそれで真実なのだろうと思うのですが、それはまさに人によって様々であって、例えば私は今、大学におりますけれども、18歳ぐらいから20歳代前半ぐらいまでの学生とゼミナール等を通じては相当親しく話をすると、彼らの考え方はまさに様々です。従って、消費者の多様性というときに、事業者の場合には将来動向をきちんと見据えてということが言えるとしても、消費者の場合にはどういう人を念頭に置くのかということが非常に難しくなるのではないかと思います。平均的な消費者なのか、賢い消費者なのかとか、色々言われるだろうと思うのですが、多様な消費者がいるとすれば、消費者の場合には弱者に配慮するということを常に忘れずにということが必要になってくるのではないかと私自身は考えております。そのほうが国民の納得は得られやすいのではないかというのが私の感想であるということを申し上げたいと思います。

それから、最後に、池本委員が発言してくださったことの繰り返しになってしまうのですが、第1章のところを拝見して、この議論を始めていく上で最初のころに出てきた安全・安心という言葉が消えていると思ひまして、消費者保護と消費者の利便性の確保とか、適切な消費者保護という言葉は出てきているのですが、一つのキーワードであった安全・安心という言葉が、少なくとも今の骨子案の中では出てこなかったようにお見受けいたしましたので、これは強い要望ということではなくて、希望というか、どこかでこのキーワードも触れていただけたらというのが感想でございます。以上です。

○岩原委員長　唯根委員。

○唯根委員　ありがとうございます。

今の渡辺委員と同じような意見になりますが、あと、細かい点でお尋ねしたいのですが、2ページの、前に催告書面の期間のときに申し上げたのですが、例えば5日～10日ということで具体的に数字が書かれてしまっている部分、どうしても5日は、今までの20日間からしますと、消費者側からすると非常に短いなというところがありますので、例えば書いていただくにしても、ここはせいぜいクーリングオフの8日間以上ぐらいで書いていただけないかなと思います。

それから、3ページのプレッジ&レビューの考え方を基本とするというところ、3ページの③の技術・データを用いた与信審査手法のところに出てくるのですが、私なりに理解すると、これは自発的に事業者さんが目標値を立てて、それを第三者が確認するという手法だと読ませていただいたのですけれども、この辺、後の適正運用のための内部管理体制の整備、新しい認定制度を設けというふうに書かれているので、この制度内容がどういうものになるのかというところでもう少し具体的にわかってくるのかなとは思いますが、余りに自主的に任せてしまわれるとどうなのかな。最後の行、事後チェックの(c)のところに、著しく不適正な与信審査の場合の行政処分を行う。この著しく不適正な与信審査の場合というのはどういうケースを想定されるのか、この辺も具体的に例が書かれたりするのかなどか、伺ってみたいと思って質問させていただきます。

○岩原委員長　　正田課長、お願いします。

○正田商取引監督課長　　1点目のプレッジ&レビューのところですが、こちらはあくまでも事業者の方が与信審査の手法と延滞率など、特に少額については延滞率も含めてということになりますが、それをプレッジし、きちんと行政なりも含めてレビューをしていくという考え方でございまして、事業者の自主性だけに全てを委ねるということではないわけでありまして、これは賛否はいろいろありますけれども、事前・事後チェックをするという考え方で整理をさせていただいておりますので、全てが事業者ということではなくて、事業者の自主的な創意工夫であるとか、そういったものも前提としたプレッジ、それから行政も一緒になってその適正性についてはレビューをし、きちんと適正な与信審査が行われるように確保していくということであろうと思っております。

また、事後チェックのところの著しく不適切な場合ということですが、ここについて細かく、こういうことだと今の時点で決めているわけではありませんけれども、例えば一定のプレッジされた延滞率の中で与信管理をすべきところ、意図的にそこから外しているとか、あるいは長期間に渡って何ら改善するということがないとか、明らかに改善の可能性といえますか、見込みがなかったり、経済的な環境によらない意図的な形での逸脱が著しいとか、そういった場合には特に厳しい形で、しっかり厳格に制度運用をするという意味で、行政的な措置、処分だけではないですけれども、報告徴収なども含めて行政的な措置というものが出てくるということであろうと思っております。そこのところは不適切な状況、態様と、行政上の措置の軽重というのがそれぞれ比例しながら行政としての制度運用をしていくことになろうかと思っております。以上でございます。

○岩原委員長　　岩下委員、池本委員、二村委員は二度目のご発言をご希望ですか。

では岩下委員。

○岩下委員　　若干時間がありそうなので、2回目の発言をお許してください。

今ほどの議論の中で私がちょっと気になったのが、先ほど池本委員が、現在の割賦販売法の消費者を保護している機能というのは大変大事であって、今後それが例えば資金決済法なり銀行法なりという分野にいったときに、金融庁にぜひその部分をきちんとやってほしいという趣旨のご発言をしたように聞こえたところであります。また、渡辺委員や唯根委員からもそれに類したようなご発言があったような気がいたしますが、私は、それを決済を担う業者に求めるのはお門違いなのではないかと指摘しておきたいと思います。

たまたま割賦販売法、すなわち一時的な与信を伴う決済の行為が不適切な業者を經由して行われた場合に、その不適切な業者が消費者に対して不利益なことを行う可能性もあり、かつ、例えば貸し倒れ等で当該割賦販売の事業者の不利益を被らせる可能性もあるから加盟店を審査するという、経済学的なところでいくとシナジー効果によってそのようなことが結果として生まれたと考えるべきであって、決済一般について決済の担い手が物を売っているお店を審査して、例えば反社勢力とか、そういうものは別ですけど、普通のビジネスをやっている人たちが、このビジネスはいいビジネスだから銀行のサービスを使わせる、このビジネスはちょっと良くなさそうなビジネスだから使わせないなどということ、そもそもすべきではありません。現金であれば全ての人が使えということ、強制通用力ということで法律上も担保されていることです。クレジットカードの場合だけ抗弁の接続だとか切断という話が議論になるのは、たまたまそういうビジネスモデルだったからであって、それが全ての取引における決済事業者の責任であると考えるのは拡大解釈なのではないか。それは本来であれば、例えばクーリングオフなり、その他の一般的な消費者保護の規定に基づいて行うべきであって、たまたま今、割賦販売上の割販業者が加盟店の審査義務を果たしているからといって、例えば今後FinTech企業は様々な決済を担うようになったときに、決済をする担い手を全て、怪しい人でないかどうか審査してからサービスを提供しなさい、例えばプリペイドであったり、同時決済のデビットカードのようなものであった場合でも、常にチェックしなさいとルール化することが、果たして社会のコンセンサスになっているのでしょうか。そこまで決済事業者を求めるのは過重なことだと思いますし、その部分については個々の消費者の賢明な判断と、消費者を保護するためのきちんとした枠組みによって保護されるべきであって、決済事業者はよほどのことがない限り

は、当事者間の仲介の役割を果たして資金を決済するというだけで足りると考えるべきだと私は考えております。以上です。

○岩原委員長 二村委員、お願いします。

○二村委員 ありがとうございます。先ほど触れ忘れましたので。

今後の決済ネットワーク等を見ていくときに、諸外国を参考にしてという言葉が何回か出てきているのですが、諸外国以上に注視しなければいけないのは国際ブランドであると認識しております。実際のところはクレジットカードあるいは国際ブランド付きのデビットカードなどについては国際ブランドのルールの上で動いており、もとより、それについては各国の法律によって別のルールをつくれれば現地法優先の原則によってそちらが優先されることにはなりますが、デフォルト値から外れるということは、当然そこにコストも発生することになります。どのようなルールで国際ブランドが動いているかを知らずして日本のルールをかくあるべしと決めていくというのは、結果として全体のバランスを崩す場合がある。今までの割賦販売法の議論の中では、残念ながら国際ブランドのルールがどのようなになっているかというところまで意識を配って議論をしてきたとは余り見受けられない。その部分について今後考えるのであれば、特にあるべき姿を考えるのであれば、その点についても十分配慮すべきだと思うというのが1点目でございます。

それから2点目、今までの議論と重なる部分がございますが、たしか以前のこの小委員会の報告書の中で、消費者の利益というのはただ単に消費者が被害に遭わないということだけではないはずだ。安価に、利用しやすい決済ネットワークにアクセスできるということは非常に大きな利益のはずであるとまとめていたと記憶しております。そのような観点に立って見た場合に、確かに安全というのは消費者利益であり、非常に大事なことなのですが、安心という主観的なものまでコストをかけて守るべきかというのは議論の余地があり、報告書の中で安易に安心と安全をセットで述べないでいただきたいと思っております。ところでございます。

○岩原委員長 よろしいですか。他に何か御発言ございますか。

與口さん。

○與口様 ありがとうございます。

資料の2ページ目から3ページ目にかけて信用情報機関に関する部分が記述されておりまして、最後のほうに独占性に鑑みてということで、今後、適切に運営がなされる枠組みを整備するということが記述されております。これについては前回のこの会議で独占性に

ついて発言があったと理解しているところでありますけれども、独占性に関しては、確かに割賦販売法の指定信用情報機関というのは、指定条件を満たすことができるのは今一つしかありませんので、そういう意味では独占状態にあるということですが、今回の改正の眼目の中でAIとかビッグデータを使って与信が認められていくということから考えたときに、指定信用情報機関が果たす役割というのも大分変わってくるような気がしています。色々なモニタリングとかスコアリングを手がけるような企業さんが出てくる中で、ある種、競争にさらされていくということも考えられますので、そういう意味からすれば、今までやってきたような例えば営業時間をどうするとか、そういうことについて引き続き議論するのはとても大切なことだと思いますので、そういうことはいいと思うのですが、必要以上に独占性から規制をかけることによって、足枷とは言いませんが、彼ら自身も競争の中でより良いものにしていく必要があるという部分が理解できるような記述にさせていただけるとありがたいというのが1点です。

それから、最後に今後の決済ネットワークのあり方というのが追加になっているのですが、ここについては今まで議論をしてきていないということもありますので、どうやっていいかわからないのですが、決済ネットワークのあり方というのは非常に大切なことだと思っておりますし、我々自身も日々、色々な意味で考えなければいけないと認識はしているのですが、規制の面から考えていくべきなのかどうかというのは非常に悩ましくて、まさに、もう少し色々なことを議論した上で慎重に取り扱っていく必要があるのではないかなと思いますので、一言述べさせていただきます。

○岩原委員長　よろしゅうございますか。

神田さん、どうぞ。

○神田様　本日は辻が所用によって参れませんので、私、マネーフォワードの神田が代理で出席しております。

一つ、余り大きな論点ではないと思いますが、5ページの決済情報の利活用について、APIの開放を検討を行うことが求められると考えられるという表現がございます。先ほど田中委員からも、他の段落と平仄を合わせた表現にしたほうがいいのではないかと御発言があったと思います。オープンAPI、あるいはAPIの開放という点については、今、銀行界の方で進められているところでして、金融サービスのデータをどんどん外部に開放して色々活用していく、あるいは銀行、クレジットカード事業者自体もそれを利用していくことで金融サービスの付加価値を高めていくという大きな流れについては、非常に

意義のあることですし、着実に進めていくべきという点については全く異論はありません。

一方で、田中委員も仰ってございましたけれども、銀行業の方で今進めているオープン・バンキングの流れの中で、銀行業者とIT、FinTech、あるいは電子決済と代行業者との考え方、もちろん事業モデルの違いに起因するところで、一筋縄ではいかないといえますか、ここでは詳しくは時間の関係もあって申しませんけれども、少し時間がかかる、あるいはもう少し議論が必要だという中で進めて参っている点があると私は理解しています。そういう意味で言いますと、事務局の方でこういう形で表現をやや弱めているのも、そういった点に配慮していると思われまして、一気呵成に日本全体としてオープンAPIを進めていくという進め方をするには、例えば事業者と金融業者の意識をもっと合わせていくとか、あるいはデータが誰のものなのか、それをどういうルールのもとで開放していくべきかという点をもう少し深く議論をしていくか、あるいはオープン・バンキングの方の議論ですとか進め方を、ある程度、その進捗などを参考にしながら進めていくといったような対応が求められていくのかなということ、表現を合わせるかどうかという点は事務局にお任せしたいと思いますが、こういった配慮の中でオープンAPIについては議論をしていくべきという点についてコメントさせていただければと思います。

○岩原委員長　よろしゅうございましょうか。

皆様からご意見をいただきまして、色々ご意見がございましたが、現状より少しでも合理化を図っていくという意味で、基本的にこの骨子案を支持していただいているかと思えます。

私も個人的な感想を申し上げさせていただきますと、先ほど二村委員、それから田中委員、沢田委員からも御指摘がございましたように、合理化を進めていくにしても、将来どういう決済のあり方を創り上げていくかという構想がないといけないと思います。そういう意味で第3章1の決済横断法制、これはぜひ積極的に進めていただきたい。正田課長と岡田参事官に、特にお願いしたいことでありまして、世界で決済についての競争が進んでおり、さっき二村委員が仰いましたように、国際ブランドが非常に大きい影響を与えているわけで、その中で日本が競争力を持った決済システムを創っていくためには、そのインフラである決済法制の横断化がぜひ必要でありまして、その点はスピード感をもって進めていただきたい。それをお願いしたいと思います。

それとともに、例えば沢田委員、二村委員、あるいは田中委員の御意見に含まれていたと思いますが、割賦販売法というのは決済に関する法制であるとともに、信用供与に関す

る法制でもありまして、決済の法制の横断化とともに、信用供与、与信に関する法制の横断化、とりわけ消費者信用法制の横断化が必要だと思っております。その意味では、割賦販売法は、消費者信用の分野で一番進んだ立法をしてきたのですけれども、それと並んで貸金業法ですとか銀行法その他の与信を扱う法制についても、横断的に合理的な法制がつくられる必要があると思います。先ほど抗弁権の接続の問題なども出ましたけれども、アメリカでは抗弁権の接続についてはクレジットカードだけでなく、手形、小切手を使った決済についても同じような法制が、各州法や連邦取引委員会の規則により行われているわけでありまして、イギリス、カナダ、オーストリア等においても同様の立法がなされています。そういう点でも横断的な法制の整備が日本でもぜひ必要だと考えておりまして、正田課長、岡田参事官、よろしく願い申し上げます。

皆様、大変熱心な、活発な御意見をいただきまして、誠にありがとうございました。本日、ほぼ骨子案については皆様の御了解がいただけたと思いますので、この辺りで議論を締めくくりたいと思います。事務局におかれましては、本日、各委員からいただきました御意見を十分に踏まえて、今後の小委員会における議論に反映していただくようお願いいたします。

また、各委員の方々におかれましては、本日、時間の制約上御議論いただけなかった点がございましたら、事務局まで遠慮なく御意見をお寄せいただきたいと思います。

それでは、最後に事務局から連絡事項をお願いいたします。

○正田商取引監督課長 今後の開催につきましては資料4でございます。次回につきましては12月17日、16時から18時ということで、報告書案につきましては御討議いただく予定です。

詳細につきましては岩原委員長と相談の上、御連絡申し上げたいと思います。特に報告書案につきましては、基本的には事前に委員の皆様方から意見をいただいて、その上で17日に臨みたいと考えておりますので、多忙な中、恐縮でございますが、そういった段取りにつきましてはぜひ御協力を賜ればと思います。よろしく願いいたします。

○岩原委員長 どうもありがとうございました。

本日は熱心な御審議をいただき、活発な御意見をいただき、誠にありがとうございました。以上をもちまして本日の小委員会を終了させていただきます。

——了——